

移動等円滑化取組計画書

令和8年6月

伊予鉄道株式会社

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 2 日

住所 愛媛県松山市湊町 4 丁目 4 番地 1
事業者名 伊 予 鉄 道 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 清水 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客及び車両等の整備に関する事項 2025 年度末時点において、1 日の利用者数が 3,000 人以上の駅については、スロープ・エレベーター等で段差は解消されている。 鉄道車両については、53 両中 46 両（86.8％）がバリアフリー適合車両であり、今後も車両のバリアフリー化を進めていく。
（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ①車いすや白杖をご利用のお客様への乗降支援、高齢者や障がい者のお客様への声かけ・見守りを実施する。 ②駅の利用方法やバリアフリー情報を適宜更新する。 ③サービス介助士の資格取得や障がい者のお客様を想定した避難訓練を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
鉄道車両 (7000 系)	・バリアフリー適合車両 (7000 系) 6 両を導入する計画 (2026 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅設備等	・日々の巡回時に、駅設備等を点検し、異常が見られた場合は速やかに対応する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
列車乗降の支援	・スロープ設置駅には、折りたたみ式のスロープを設置しており、車いすのお客様の列車への乗り降りの支援を行う。 ・軌道線の低床車両には、車いす用のスロープを設置しており、車いすのお客様の列車への乗り降りの支援を行う。
声かけ・見守り	・サポートが必要なお客様には、誘導案内・介助を実施する。 ・高齢者や障がい者のお客様についても、引き続き積極的な声かけや誘導案内を行い、可能な範囲で見守りを実施する。
デジタル時刻表・スマホロケーションシステム	・軌道線において、松山市駅に設置したデジタル時刻表や、スマートフォンからリアルタイムで運行状況を確認できる「スマホロケーションシステム」により、電車の発車時刻や目的地への到着見込み、低床車両の運行情報を提供する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供	・ホームページや SNS において、運行情報を提供する。 ・ホームページにスロープ設置駅の一覧などのバリアフリー情報を掲載しており、引き続き更新を行う。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
継続的な教育の実施	・車いすをご利用のお客様や視覚障がい者のお客様に対する対応訓練を実施する。 ・障がい者等に関するマークについての机上教育を行う。 ・認知症患者に関する理解と介助・対応等の勉強会を実施する。 ・駅係員を対象に接遇研修を実施する。
サービス介助士の資格取得を推進	・乗務員および駅務員に順次、サービス介助士の資格を取得させる。
避難訓練	・南海トラフ地震津波を想定した避難訓練を実施し、緊急時にも速やかに旅客が列車から避難できるようにする。(2026 年度) ・各駅の避難場所および避難経路を確認し、避難誘導の実設訓練を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発活動の実施	・マナーアップキャンペーンを実施し、乗車時のマナー向上を呼びかける。
優先座席の適切な利用啓発	・車両の優先座席が真に必要な方に利用されるよう、ポスターおよび車内放送等で呼びかける。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高齢者、障がい者等のお客様からメールや電話でいただいたご意見・ご要望を社内で共有し、改善・解決に向けて積極的に取り組む。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

Ⅴ 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

特になし

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

2 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。